

第10回 みんなで創る自治基本条例町民会議 会議録（要旨）

開催日時 平成21年10月15日（木）18：30～20：45

開催場所 しゃきっとプラザ会議室(1)(2)

出席委員 土谷委員、大原委員、杉原委員、岡本委員、大江委員、松浦委員、小森委員、平田委員、菅野委員、井倉委員、宮田委員、村上委員、高崎委員、小室委員、遠國委員、竹下委員

アドバイザー 水澤アドバイザー

1 開 会

2 第5回目～第9回目までの会議録（要旨）について
事務局作成のとおりです承。

3 美幌町の行財政運営について

事務局から、別添資料により、美幌町の人口等の指標、財政状況、総合計画、行政改革・行政評価、議会の概要について説明。

<人口の推計について>資料1

・美幌町の人口は平成17年度の国勢調査で22,819人となっている。老年人口(65歳以上)が全体の24%を超え、幼年人口(14歳以下)はかろうじて3,000人を超えている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では平成47年には、人口が15,244人、老年人口は43%、幼年人口は1,300人を切ってしまう。このままだと少子高齢化が益々進む。また、人口が減っているが、世帯は増えており、核家族化が進行している。このことは介護面で大きな問題である。産業人口については、1次産業の減少が目立つ。

<財政状況について>資料2

・毎年、前年度の決算が出た段階で、当該年度以降5年間の財政の見通しを出している。
・歳入について地方税と交付税で全体の6割を占める。地方税はなかなか増額が見込めない。交付税についても三身一体の改革で地方交付税が大幅に削減された。歳入はこの2つの動向により大きく変わってくる。
・歳出について、特に投資的経費（主に建設事業）はH19・20年度は10億円を下回っているが、ピーク時の平成13年度は30億円を超えていた。H21年度については、16億円を超え、それ以降も十数億円となっているが、それぞれの分野で住民要望などを基に、そのニーズに応える事業を実施した場合の金額である。これをそのまま実施した場合にどうなるのかというのが財政試算であり、収支は赤字になる。当然、赤字では運営できないため、財政運営改革により運営していくことになる。基金の取り崩しも必要になるが、ごみの埋立処分地造成など実施しなければならない事業もある。基金残高は取り崩しにより減っているが、公債費（借金の返済）も平成21年度をピークに減っている。借金を減らし力を付けながら、超高齢社会に備えていきたい。

<行政改革について>資料3-1

・事務事業の見直し、公債費の抑制など行政改革を実施している。職員定数の抑制では、ピーク時の平成14年度と平成21年度を比較すると、50人以上削減しており、給与や手当も見直し削減に努めている。

<行政評価について>資料3-2

・投資的経費について、現在内部評価を実施している。今後、町民の皆様（外部）の意見も聞きながら進めていくことも検討したい。

<美幌町議会の概要>資料4

・現在、14人の議員により運営されている。本義会の他にも各委員会により重要案件について審議されている。議会のインターネットによるライブ中継、録画中継も実施されている。

4 条例の骨格について

今後、個別の項目について協議を進める前段として、条例の骨格を仮決定するための

協議を行った。協議の結果、八雲町の条例の骨格は白老町の条例の骨格を細分化したものに近く、両者の骨格の構造は似ており、白老町及び八雲町の条例の骨格を念頭において検討を進めていくことで決定した。

また、骨格は現時点で固定化せず、今後の個別の項目の協議により修正することを確認した。

(出席委員の発言)

○良いと思った自治体…八雲町

- ・八雲町は、町民が主体となることを触れている点が素晴らしい。
- ・議員は公人、公僕としての立場であり、町民からの負託を受けている。町民のための議員、まちを良くするための議員ということを明確にしていればどうか。
- ・議会、行政、町長が一体となってまちづくりを進めていく必要があり、「職員」の定義を明確にするべき。

○良いと思った自治体…苫小牧市

- ・簡素化されており、わかりやすい。細々しているとわかりにくいのではないか。
- ・「他の市町村等との連携協力」は、単独で規定した方が良いのではないか。今後、他の地域との連携は大事であり、単独で規定した方がわかりやすいし、力を入れやすいのではないか。

○良いと思った自治体…上越市

- ・すべて良いということではない。
- ・いろいろな自治体の良いところを選択していけば良いのではないか。例えば、議会、町民の各項目で、他の自治体の優れているものを選択していけば良いのではないか。
- ・誰が見てもわかる言葉で表現することが大切。

○良いと思った自治体…八雲町

- ・町民主役の自治体に向かっていくための流れが体系立って整っている。
- ・ただ、住民投票について、「それぞれの事案に応じて別に条例で定める」と規定されているのはいかがなものか。住民投票は、住民の意思を表すのに大事な制度であり、常設型の住民投票制度を作るべきではないか。
- ・広域連携は、今後避けて通れない課題であり、もう少し踏み込んだ方が良いのではないか。時代を反映して、もう少しアクセントを付けた方が良い。

○良いと思った自治体…上越市

- ・八雲町のものも良いと思っているが、良いと思う自治体の骨格を選ぶのはなかなか難しい。
- ・条例を作る目的は、住民が参加し、協働しながら、行政も議会も町民も一緒になってまちづくりをするため。
- ・しかし、実際に住民を巻き込むことは難しい。どのように町民に投げかけ、どういう反応があるのかを見ることが大切。
- ・他の自治体の条例も比較参考にしながら、美幌町らしいものを入れてまとめていってはどうか。
- ・条例を実効あるものにするにはどうするか、町民に関心を持ってもらうにはどうするかを考える必要がある。町民からの意見の集め方を考える必要がある。
- ・町民、議会、行政が一体となって取り組んでいくことができる仕組みを作る必要がある。

○良いと思った自治体…八雲町

- ・町の規模が似ている。

○良いと思った自治体…白老町

- ・ぱっとみて、表現が柔らかく、良いと考えた。

○良いと思った自治体…苫小牧市

- ・他の自治体と比べて、条や章が少ないことが目に留まった。自治基本条例を理解している人にとっては、骨格などが細分化されている方が良いかもしれないが、細か

ければ細かいほど、初めて見る町民の方には難しいものになるのではないか。

- ・ 条例を扱う人の立場で作るのか、町民に浸透させる立場で作るのかを考えた時に、これを見る町民がわかりやすいものを作った方が良いと考え、シンプルなものを選んだ。
- 既存の条例とは違ったものが良い。
 - ・ わかりづらい用語や専門用語のように、解説を付けないとわからないものではなく、誰が読んでもわかるようなものにするべき。
 - ・ 条例を制定しても認知度が上がらなければ意味がない。条例を作る過程も知ってもらえるように工夫するべき。
- 良いと思った自治体…白老町
 - ・ まちづくりの基本原則として、「情報共有」「町民参加」「町民主体」を考えている。二セコ町にもその原則が含まれているが、町民に対する表現が「責務」は重く感じる。「役割」と表現することで柔らかく感じられるので、白老を選んだ。
 - ・ 削除した方が良い項目について、中身を詳しく見たわけではないが、「選挙」は法律で規定されており、あえて条例で規定する必要はないのではないか。
- 良いと思った自治体…二セコ町
 - ・ ストーリー性がある。
 - ・ 町民会議を立ち上げる前から二セコ町の条例を学習してきた。また、町の担当者からなぜその条項を盛り込んだのかも聞いた。
 - ・ 付け加えた方が良い項目として、他の自治体もそうであるが、全体的に権利を重視した条例が多いと感じる。義務とのバランスをうまく取った条例の方が良いと考え、納税の義務や受益者負担の項目などを明記してはどうかと考えた。
- 良いと思った自治体…白老町
 - ・ 骨格はシンプル、わかりやすいものが良いと考えた。
 - ・ 付け加えた方が良い項目として、基本原則の定義を明確にした方が良いのではないかと考えた。
- 良いと思った自治体…白老町
 - ・ 道内の自治体に的を絞った。そうすると歴史のある二セコ町を選択することになるが、あえて白老町を選択した。
 - ・ 白老町は自治体運営、議会運営が非常に先進的であるという認識を持っている。
 - ・ 議会の規定で反問権を取り入れている。
 - ・ 町長、議会議員の選挙でマニフェスト的なものを掲げている。
 - ・ 付け加えた方が良い項目として、議会に関する規定は、反問権について規定したいと考えているが、議会基本条例を作るべきだと思っており、その制定について明確にしてはどうかと考えている。
 - ・ 財政運営は、現在厳しい状況であり、公開度を高めることを条例で明記してはどうか。
 - ・ 広域連携は今後大事になってくる。このことも具体的に議論して明記してはどうか。
 - ・ 公益通報は上越市のほか、多治見市が自治基本条例に盛り込んでおり、多治見市は公益通報に関する条例を制定している。当町でも規定してはどうか。
 - ・ 八雲町の提言には町民自治推進委員会の設置が明記されているが、良いことだと思い、加えた。
 - ・ 福祉や教育分野について基本条例を制定することを自治基本条例の中に盛り込めないか。
 - ・ 福祉の基本条例は道内では制定していない自治体が多いが、美幌町は自立支援協議会も設置されており、地域福祉計画も策定のための議論をするなど、福祉に対する取組が進んできている。とりわけ福祉に関する基本条例の制定に向けての条項を自治基本条例に盛り込んでどうかと考えた。
- いろいろな自治体の条例を見ると、職員について規定しているところが少ない。まちづくりにおいて職員の責務が大きなウエイトを占めている。町民、議会、首長に

加えて、職員としての責務も明確にすべき。

- まったく規模が違うところを参考にしても仕方ないのではないか。
 - ・ニセコ町はもっともなことが書いてあり、白老町は規模が似ている。苫小牧市は大きすぎる。白老町や八雲町をベースにして、良い部分を取り入れていけば良いのではないか。
- 良いと思った自治体…白老町
 - ・中学生でもわかるものを、そして美幌らしく、使い勝手が良いものを作りたいという思いがある。
 - ・白老町はわかりやすく、良いと思う。

(アドバイザー)

- ・的を得た、建設的な意見が多いと感じた。
- ・今回、骨格の候補として選んだ自治体の理由であるが、町の規模が似ているところ（白老町、八雲町等）、先進的なところ（川崎市、上越市等）を選んだ。ニセコ町は最初に自治基本条例を制定したところである。条例を制定した後は見直しを行っていない自治体が多い中、ニセコ町は見直しを行っており、意味がある。
- ・出ている意見の中で八雲町や白老町の骨格を支持する意見が比較的多かったが、美幌町と人口規模が似ているという点でも良いのではないか。
- ・八雲町で条例を作る時も、人口規模が似ているということで白老町の骨格をベースにして、足し算・引き算をしていこうということになった。
- ・例えば白老町の骨格では原則と制度が一体となっているが、八雲町での議論では、それではわかりにくいので、分けようということになった。
- ・今回で骨格をどこかの自治体のものと固める必要はない。これから各論の議論が続き、条例の全体を見る機会はしばらく無いと思う。条例の全体を見ることは一度は必要であり、いくつかの自治体を比較しながら見ていただくこととした。
- ・常設型の住民投票条例について、建設的な意見が出ていたのは素晴らしいこと。ただ、常設型の住民投票条例は検討項目が多く、検討するのに時間がかかる。そのため、個別設置型になる場合が多い。常設型は早めに検討しても良いのではないか。
- ・広域連携について意見が出ていたことも特徴的である。これまでは付け足しのような感じで制定されている場合が多いが、本当は違う。これから市町村合併があまり考えられない状況のもとでは連携が必要であり、自治基本条例の中で規定することは意義があるのではないか。
- ・自治基本条例はわかりやすいことが大事である。しかし、シンプルなものが良いのか、詳細に規定した方が良いのか、大いに議論してほしい。
- ・意見の中で面白いと感じたのは、納税に対する意見。責務・役割の中で議論していただければと思う。
- ・いくつかの自治体の条例を紹介したが、自分たちにあっているものを選ぶ作業をしてほしい。大事なものは、それを自分たちが使えるようにしていくことである。

(委員長)

- ・意見としては、白老町や八雲町が多い。骨格の考え方は、今後の個別の項目を議論する中で変わっていくものである。今の時点でコンクリートにせず、仮置きとして白老町と八雲町の骨格を念頭に置いて検討を進めていくこととしたいがいかがか。

出席委員了承。

(委員長)

白老町と八雲町の骨格を念頭に置いて、今後個別の項目について検討を進めることとする。

- 5 次回までの検討課題・次回開催日について
水澤アドバイザーから、次回の検討課題である自治基本条例の総則について講演（別

添「自治基本条例の概要（総則）」参照）。

- ・総則は全体に共通するものであり、今後、条文を考えていく中で常にこの考え方が関係してくる重要なものである。
- ・主語と末尾の整理について・・・主語「この条例は・・・」、末尾「・・・とする」又は「・・・とします」のどちらか。わかりやすい条例をつくるためには「・・・とします」の方が良いと思う。

<目的>

- ・目的は「条例の目的（どのような目的で制定されたのか）」又は「条例制定の目的（どのような事項を規定したのか）」の2つのタイプがある。後者が主流であるが、どちらが正しいということはない。
- ・条例適用の範囲は「町政」だけを適用範囲とするか「町政と地域社会」を適用範囲とするか。
「美幌町の・・・」とすると「町政と地域社会」を適用範囲とすることとなる。
- ・基本理念、基本原則は何の理念または原則なのか。「自治」なのか「まちづくり」なのか、それによって「自治基本条例」なのか「まちづくり基本条例」なのか変わってくる。今後、議論していただきたい。
- ・何を目的とするか。他の市町村の例では「自治」「自主自立」「町民主体の自治」など総則の最後に書かれているが、美幌町は何を目的とするのか

<用語の定義>

- ・「住民」と「町民」を区別している市町村もある。「住民」は町内に住所を有する人。「町民」は住民＋通勤・通学・事業者を含む。住民投票を規定する場合に、住民のみにしか投票権がないため、この2つの定義の議論が必要となる。
- ・「町」は、議会と行政の両方を意味する。しかし、行政のことのみが書かれた条文に「町は」と使うなど矛盾が見られる場合もある。議会、執行機関(行政)を分けて正確に表現したほうがよい。

<基本理念>

- ・「町の共通の価値（理想）」である。
- ・主語が大切。条文を考える際には、主語をよく考えてほしい。
- ・川崎市では、市民は市のことを自分たちで決めるが、一部の自治を議員及び行政に信託していると書かれており、他にはあまりない。

<基本原則>

- ・「情報共有」「参加」「協働」は多くの自治体で共通して基本理念とされている。
- ・「町政に関する情報・・・」など、「何に関する情報を共有するのか」「何に参加するのか」「何を協働するのか」を明確にすることが大切。

(質疑)

- ・基本原則の中に、多くの自治体の条例では情報共有を規定している。情報共有はスタンダードになったので外すという考え方はどうか。

(アドバイザー)

- ・当たり前のことを条例の中で確認、再確認することが大事である。当たり前のことだからといって、条例の中に書いていないと、逆にやっていないのかと思われてしまう。当たり前のことをあえて書くことが大事である。
先程の骨格に関して、法律に書いてあることは書く必要があるのかという意見があったが、法律に書いてあることでも、再確認する意味で書くケースがある。書かなければ、そういうことは意識していないと思われることになる。

(事務局)

- ・条例の総則について、条例制定の目的、用語の定義、基本理念、基本原則の4つについて、盛り込みたい項目や考え方等について意見をいただきたい。

(委員長)

- ・前回の会議で設置を決めた起草部会、広報部会、企画部会は立候補がなかったので、

事務局から指名させていただくこととするので、よろしくお願ひしたい。

(事務局)

- ・次回会議は、10月29日(木) 18:30から、しゃきつとプラザ集団健診ホールで行う。